

空き家状況調査 Q&A集（令和4年9月5日現在）

項番	分類	質問事項	回答事項
1	調査資料	配布された地図はいつ時点のものなのか？	平成29年度に市で実施した空家等実態調査の調査結果が記載された地図を配布しており、最新のものではありません。 なお、最新の地図を調査に使用したいといったご要望がありましたら、個別に対応いたします。
2	調査資料	配布された地図の範囲が調査エリアなのか？	調査範囲は各自治会の範囲内となります。 配布した地図に関しましては、市で確認している各自治会の範囲で漏れがないよう広めに配布しています。そのため、他の自治会の地図も含まれていますが、各自治会の範囲内の調査をお願いします。
3	調査基準	適正・不適正・どちらともいえないの判断材料はどういったものか？	<p>《適正》 空き家であるが、敷地内がある程度管理され、すぐにでも居住することが可能である状態であること。</p> <p>《不適正》 敷地内に雑草や樹木が繁茂し、窓ガラスが割れているといった、すぐに居住できない状態であること。</p> <p>《どちらともいえない》 所有者等が定期的に状況確認に来ているようであるが、適切な管理ができていない状況であること又は判断が難しい場合であること。（?マークの記載でも可）</p> <p>あくまで、上記内容は判断材料の一例ではありますが、すぐにでも居住することが可能である状態の空き家である判断した場合は《適正》、修繕など環境整備を行わないと住むことができない状態の空き家である判断した場合は《不適正》としてください。</p>

空き家状況調査 Q&A集（令和4年9月5日現在）

項番	分類	質問事項	回答事項
4	調査方法	アパートの空室は、空き家としてカウントしてよいのか？	アパートの空室はカウントしません。ただし、アパートに居住者が全くおらず、不動産業者の管理がされていない、雑草が生い茂っているといった不適正な状況があれば、空き家としてカウントしてください。
5	調査方法	借家が空室になっている場合は、どのようにすればよいのか？	長期間にわたり空室となっている場合は、空き家としてカウントしてください。空室であっても管理人や不動産会社等がきちんと管理しているようであればカウントしないでください。
6	調査方法	空き家となっているが、所有者が定期的に管理をしているようだ。このような場合、空き家とカウントすべきか否か？	所有者が定期的に訪問し空き家の管理をされていても、生活実態がないと判断できる場合は、空き家としてカウントしてください。長期間の入院や介護施設への入所により空き家となっている場合も空き家としてカウントしてください。長期の旅行など一定期間の不在の場合は、空き家としてカウントしないでください。
7	調査方法	広い敷地内に建物があり、道路上から目視で確認できない場合、敷地内に入って確認してよいのか？	基本的に敷地内に入らず目視で確認していただくことが原則となります。敷地内に入らないと状況がわからないような場合は、状況不明と記載してください。
8	調査方法	空き家かどうか確認するため、近隣住民等に状況を確認してもよいのか？	近隣住民に聴取することは構いませんが、必ず調査員証を着用した上で確認するようにしてください。

空き家状況調査 Q&A集（令和4年9月5日現在）

項番	分類	質問事項	回答事項
9	調査方法	地域に管理されていない空き地があるが、カウントするのか？	今回は空き家状況調査であるため、空き地については、対象外となります。 空き地の苦情等につきましては、所有者等に通知を出すなど対応をいたしますので、別途環境課にお問い合わせ下さい。
10	調査方法	配布された地図が前回の調査時点のものであるため、利根川の堤防強化事業等で住居を移転し現時点で建物がないところがある。調査はどうすればよいか？	現時点で建物がないので、調査の必要はございません。 ただし、住居を移転した箇所、前回調査の空き家番号の記載がある場合は、調査票への記載をお願いします。
11	調査方法	いつから調査を実施すればよいのか？	調査期間が10月31日までとなっているので、期間内であればいつから実施しても構いません。 なお、広報はにゅう9月号および市ホームページに調査を実施する旨を記載し、市民の皆様に周知しております。
12	調査方法	地図上に空き家番号が記載されているが、調査当時も現在も在住者がいる。その場合、どのように調査すればよいか？	在宅箇所（空き家でない箇所）に番号が記載されていることについては大変申し訳ございません。前回の調査が目視で行ったこと、調査員が地域の状況を把握しきれなかったこと等が原因であると考えられます。 調査に関しましては、地図上の空き家番号記載箇所に『×』をご記入ください。また、調査票の空き家の具体的な状況の欄には『在住者がおり空き家ではない』などと記載してください。

空き家状況調査 Q&A集（令和4年9月5日現在）

項番	分類	質問事項	回答事項
13	記入方法	配布された地図や調査票に記載する際の筆記用具の指定等はあるのか？	特に指定はございませんが、環境課提出用の地図に『○』『×』等を記入の際は、できるだけ赤ペンでご記入ください。
14	その他	なぜ自治会に調査を依頼したのか？ また、ボランティアになるのか？	<p>前回の調査の際、地域の状況を把握しきれていないため、空き家でない箇所が空き家になってしまう事例が見られました。そのような状況を鑑み、地域のことを把握されている自治会に依頼させていただきました。</p> <p>また、報酬等はなくボランティアになります。公私ご多忙のところ大変申し訳ございませんが、ご協力をお願いします。</p>
15	その他	調査の必要性とは？	<p>平成29年度に市で空家等実態調査を実施しましたが、調査から5年が経過し、現在の空き家の状況を把握する必要があります。</p> <p>また、市として、管理不全な空き家についての対応が不十分であり、今後の具体的な方向性の検討に繋げるため、調査を行う必要があります。</p>
16	その他	調査中、調査員が事故等に遭ってしまった場合の補償についてどのようになっているのか？	<p>報酬等がないボランティア活動であり、各自治会から調査員を出していただき、市の管理下で行われる状況調査であるため、市が加入する保険に該当すると考えられます。</p> <p>調査中に事故等に遭われてしまった場合は、速やかに市環境課までご連絡ください。</p>